

令和元年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

令和元年11月25日（月）午後2時～午後4時30分

2 場所

岡崎市役所東庁舎5階501号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 川畑博昭 都築真琴

4 欠席委員

深津有香

5 説明のために出席した職氏名

中消防署司令長：土屋昌彦 同係長：鈴木保孝

国保年金課副課長：酒井啓滋 同係長：望月千津子

家庭児童課副課長：足立里美 同係長：岩瀬拓生

6 審査会事務局職員

総務文書課長：中根敏裕 同副課長：倉橋浩二 同係長：森聡子 同主事：内田百香

7 議題

個人情報目的外提供報告（中消防署）

個人情報目的外提供報告（家庭児童課）

8 議事（要旨）

（事務局：中根）

本日は、令和元年度第3回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。それでは会議に先立ちまして、今日の審査会の公開について御説明申し上げます。本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条の規定によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、議事の執りまわしを山崎会長にお願いいたします。

（山崎会長）

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は深津先生が都合により欠席ですが、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。それでは本日の議事に入ります。はじめに中消防署から「救急業務」に係る個人情報の目的外提供について報告をお願いします。説明は情報を収集する国保年金課が行います。よろしくをお願いします。

（国保年金課：酒井副課長）

はじめに、国民健康保険における第三者求償事務について説明させていただきます。

岡崎市国民健康保険の第三者行為求償事務に係る個人情報の収集対応マニュアルの1頁を御覧ください。国民健康保険法第64条において、保険者は交通事故など第三者からの行為によって負傷、もしくは疾病につながるような被害を受けた場合の保険給付については、その給付の額の限度において、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権いわゆる求償権を取得することになります。被保険者が医療機関受診の際の保険者負担分について第三者、加害者に求償することになります。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者の行為によって生じたものである場合は、その事実、当該被保険者の氏名及び住所、第三者の氏名及び住所等を届けなければならないこととされています。しかし、その事実は申請によってのみ把握できるものであり、万が一御連絡をいただければ、加害者に本来帰せられるべき責任を国民健康保険が負うことになり、不合理な状態となります。本来は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ被保険者が届けなければならないこととされており、保険者は、主としてこの届出を受けることにより第三者行為による保険事故の発生等を把握することができ、第三者に対して求償権を行使することが可能となります。このため、第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化に当たっては、まずは、その契機となる被害届の確実な届出を励行することが重要となります。そのため、今回中消防署より情報提供いただき事務処理の迅速化、国民健康保険事業の健全な運営に活かしていきたいと考えています。

それでは続いて現行業務について説明します。個人情報マニュアルの3頁を御覧ください。

岡崎市では、被保険者が交通事故等で医療機関を受診された場合国民健康保険連合会で審査後、おおよそ2か月後にレセプトが送られて来ます。その際、医療機関や国保連合会で交通事故による傷病が疑われる場合、交通事故の疑いレセプト、いわゆる〇交レセの被保険者に対し、交通事故による傷病かどうかお尋ねをします。その回答の結果、第三者行為の届出が必要であると判明した場合、届出の提出依頼をし、第三者行為の届出を提出してもらいます。現行の業務フローでは、届出の提出までに少なくとも3か月ほどかかることとなります。そこで消防本部から救急搬送のデータを提供してもらうことで事故等の発生から1か月程度で対象者を絞りこむことができ、早期の届出提出につなげることができると考え以下のとおり業務フローの導入を検討しております。

個人情報マニュアルの4頁を御覧ください。第三者行為の届出をもれなく今よりも早く提出していただくため、中消防署が保有する交通事故による救急搬送記録のうち75歳未満の方の住所・氏名・生年月日の情報を提供してもらいます。①搬送データAです。②国保年金課で資格情報と突合の上、国民健康保険加入者の情報を中消防署へ返信し、③緊急搬送日、事故種別等の情報を付加し返送してもらいます。この情報を元に、現行業務フローと同じく、被保険者の方にお尋ねをして届出が必要であると判明した場合、届出の提出依頼をし、第三者行為の届出を提出してもらいます。中消防署と連携を図ることで、レセプトの到着を待つ時間が短縮でき、早期に被保険者の方の第三者行為による保険事故の発生等を把握することができ、〇交レセで把握できなかったケースについても、把握することが可能となります。また保険者が速やかに求償権を行使する

ためには、その契機となる被害届の提出までに期間の短縮を図ることが重要になります。届出が遅くなり、後から求償請求に動き出すのでは、任意保険の保険金処理が先行することで自賠責保険の限度額120万円を使いきってしまい求償が出来ないといった場合もあります。

個人情報マニュアルの6頁を御覧ください。下段の資料は全国国民健康保険主管課長会議で配布されたものです。この資料にあるとおり第三者による交通事故等の求償事案の確実かつ早期・把握、関係機関との連携等も検討するよう厚生労働省から具体的な指示がありました。冒頭でも説明いたしましたが、第三者求償の取組を強化することで、本来第三者が負担すべき医療費を結果的に保険者は負担する必要がなくなり国民健康保険財政の健全化にもつながります。国も第三者求償の取組強化の方針であり岡崎市としては、消防本部との情報連携体制を構築し取組強化を推進していきたいと思えます。

なお厚生労働省の資料には、後期高齢者医療制度、介護保険制度と連携し、データ提供を受けてはとの提案もありますが、愛知県では後期高齢者医療制度の運営主体は全市町村が加入する広域連合で行っています。従って、第三者行為求償事務は広域連合が行っており、現在のところ、広域連合からの消防との連携についての依頼はありません。

また、介護保険制度では、救急搬送の情報を得たとしても、症状が安定してからでない上、実際、サービスを利用するか否かも不確定であるため、当該情報の必要性は低いと考えており、消防との情報連携は考えていないそうです。そのため国民健康保険単独で情報連携をお願いしているところです。

第三者求償の取組の強化については、保険者努力支援制度の評価項目にもなっております。この制度は、保険者としての努力を行う自治体に対し、適正かつ客観的な指標に基づき交付金を交付することで財政基盤の強化をするものです。保険者努力支援制度については最後に資料が付けてございます。第三者求償についての指標は11頁、「5 第三者求償」の④が今回審査会に係る指標となります。

以上のことから収集実施機関から情報提供をしていただきたいと考えております。今回は個人情報保護条例の第8条第6号に該当するので第3項の規定により審査会に意見を聴くものでございます。御意見よろしく申し上げます。

(山崎会長)

各委員の方から、御質問等はございませんか。

(山崎会長)

搬送データAで75歳未満の人の住所、氏名、生年月日のデータをもらうのはなぜですか。75歳以上の人は後期高齢者になるからですか。

(国保年金課：酒井副課長)

いただく個人情報を最小限にするためです。国民健康保険加入者は74歳未満になるので。

(山崎会長)

後期高齢者については広域連合でやるということになっているので、今回の案件の中には入れなくてもいいということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

そうです。

(山崎会長)

平成31年度保険者努力支援制度（市町村分）についての資料の11頁、「5 第三者求償」の④は2以上の関係機関から情報提供を受ける体制を構築すると8点とありますが、これは2か所以上になるのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

今は個人情報を提供しても良いかどうか審議していただいています、今回の審査会で良いとされれば今後他の実施機関とも連携していきたいです。

(山崎会長)

消防署は岡崎市に何個あるのですか。

(中消防署：鈴木係長)

中消防署、東消防署、西消防署の3か所です。

(山崎会長)

データは中消防署しかないのですか。

(中消防署：鈴木係長)

中消防署がデータを一括で管理しているので、中消防署から国保年金課に提供させていただきたいです。

(山崎会長)

中消防署も市の機関ですよ。

(中消防署：鈴木係長)

そうです。

(山崎会長)

中消防署も国保年金課も市の機関だと思うのですが、今回第8条第6号に該当するとした理由は何ですか。

(事務局)

第8条第2項第6号については、1号から5号に該当しない場合であって公益上の必要その他の特別の理由があるときには審査会で意見を聴かなければならないとなっています。同じ市の実施機関のことなので他の号に該当しないのかということだと思いましたが、実施機関というのが消防本部と市長部局と別になるのでもし該当するとすれば第3号の他の実施機関又は国等に個人情報を提供する場合において、個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるときなのですが、ここで問題なのが相当な理由があるかどうかの判断になります。逐条解説によると相当な理由の判断は住民負担の軽減、事務効率の向上による処理の迅速化等、客観的かつ合理的な必要性及び正当性を総合的に判断するとされていて、ここにぴったり当てはまれば良いのですが今回の件は合致しないということで第6号として考え審査会にあげさせていただきました。

(山崎会長)

第3号に当てはまる場合は審査会の審査はいらないが、第3号だと考えて広く解釈してしまうと問題があるという理解でいいですか。事務負担の軽減にも事務効率の向上による処理の迅速化にも当てはまらないので。

(事務局)

そのとおりです。

(都築委員)

提供を予定している個人情報なのですが、事故種別や受傷形態名とありますが具体的にどんなものか教えてください。交通事故等により緊急搬送された傷病者となっているのでその辺りの範囲も教えてください。

(中消防署：鈴木係長)

平成30年度出動件数は17,054件あります。そのうち事故種別を交通事故と加害に絞ると1,297人になります。その交通事故と加害の件数から不搬送件数と75歳以上を除き、岡崎市在住に絞ると812件になります。このような形で提供する予定です。受傷形態名というのは例えばその交通事故がどのようなものだったかを表すものです。自動車と自動車なのか。自転車と自動車なのか。歩行者と自動車なのか。そのような形態をデータとして保持しているのでそれを提供します。事故種別は先ほど言った交通事故と加害のほかに急病、転院、一般負傷等があります。

(都築委員)

その中で提供を予定されている種別は交通事故と加害ということですか。

(中消防署：鈴木係長)

そのとおりです。

(都築委員)

提供される情報の中で特に相手方の情報は入っていないですか。

(中消防署：鈴木係長)

相手方は入っていないです。搬送された方だけの情報を提供する予定です。

(都築委員)

第6号を想定されていて、公益上の必要その他の特別の理由があるということでしたが、その辺りをもう一度説明を詳しく教えてください。

(国保年金課：酒井副課長)

国民健康保険は被保険者から保険料をいただいて運営していますが第三者からの加害によって被保険者が病院等にかかった場合、本来は被保険者の責任ではなくて加害者の責任によって起こったものなので、国民健康保険としては加害者である第三者に請求するべきと考えられています。本来負担するべき人に対してお金を返していただくことで国民健康保険の財政の健全化が図れると考えます。まずは被保険者に対して正しく保険料を使うこと。また国民健康保険の運営には多くの公費も入っているのでそういったことから言ってもその他市民のかたへの負担の軽減につながると考えます。以上を考えると公益性があるのではないかと思います。

(都築委員)

先ほどのお話だとレセプトで第三者行為の事務をやられているということでしたが、レセプトだけだと第三者行為の事務は難しいですか。

(国保年金課：酒井副課長)

レセプトだけでできないわけではないのですが、レセプトでは〇交が漏れている場合もあります。緊急搬送データを貰うことでその漏れが少なくなると考えます。レセプトが届くのが病院にかかってから2か月後になってしまうので、緊急搬送データをいただくとその時間も短縮することができます。早くこちらにも賠償請求権があるという意思を提示できます。

(都築委員)

2か月くらいかかることで何か支障はあるのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

毎回支障があるというわけではないのですが、中には任意保険に入っていないかたがみえて、そうすると自賠責保険から使っていくのですが、120万円という限度があります。120万円というのは先着順と聞いているので、なるべく早く求償権がありますよというのを提示したいです。

(櫻井委員)

現行でどれくらい第三者求償の通知を送っているのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

月20件くらい「おたずね通知」を出しています。

(櫻井委員)

みなさん「そうです」と回答してくれますか。それとも回答はこないですか。

(国保年金課：酒井副課長)

全員からの回答はないです。

(櫻井委員)

だいたい月20件くらいはそのような案件が発生しているということですか。

(国保年金課：酒井副課長)

20件というのは「おたずね通知」を出す件数なので、実際にはそのような通知を出す前に届出がある場合もあるので、全体の件数としてはもう少し多いと思います。

(櫻井委員)

どれくらい求償できているか等のデータはありますか。

(国保年金課：酒井副課長)

どれくらい求償できているかのデータは無いが、120万円を使い切ってしまったという事案が年3件程度あります。

(都築委員)

求償権の行使というのは損害賠償請求権が、市の債権に移るということによろしいでしょうか。

(国保年金課：酒井副課長)

そうです。

(都築委員)

今のお話ですと求償権行使を効率化することやなるべく回収したいという思いも入っていると思うのですが、今櫻井先生のお話でもありましたように実際の年間例えば第三者行為で求償にかかっている件数と金額がどのくらいで、回収金額がどれくらいで未回収になっているのが過年度も含めてそれくらいかというデータは無いですか。もう少しエビデンスに基づいた必要性を示していただきたいです。先ほどの資料の11頁に他の項目についても点数が出ていたと思います。今回の国保年金課の求償権行使についてレセプトによる把握以外に評価される取組がなされていて、その結果どのような現状にあるのかということも含めてお話いただきたい。

(国保年金課：酒井副課長)

第三者行為についてはこれまでも○交レセから「おたずね通知」を送っていることは励行している。また届出が出てこない人に対してももう少し勧奨するということは考えてはいるのですが、他の機関の連携というところで国からの資料の中でもポイントは高いものですから、まずは消防との連携を行い、今後は他の機関との連携も視野に入れて考えていきたいです。

(山崎会長)

都築先生が言われた求償権行使についてどれくらいの件数がある等をもとめたエビデンスの資料は無いですか。

(国保年金課：酒井副課長)

今ここには資料はないです。年間どれくらい回収しているかというのは所属に戻れば分かります。

(山崎会長)

都築先生の話はエビデンスが無いと可否についての判断ができないのではないかと御意見ですか。

(都築委員)

そうですね。公益上の必要その他特別の理由と条例上書かれているので、先ほどの話だと求償権行使を強化していきたいということが、公益上のその他特別の理由があるということの中身になっているとすると現状求償権行使をする件数がどれくらいあって、何パーセントくらいだとか回収出来ていない件数がどれくらいあって、しかもその原因が自賠から回収しなければいけないわけですよ。督促の体制がどうであるとか、その後の回収・交渉についてどのような形でやっているのかは当然出発点としては必要ではないかと思えます。他方自賠法は当然被害者救済のために設けられている部分があるわけで、先ほど早い者勝ちだということも資料に書いてあったのですが、そことのバランスも考慮して検討していく必要があるという印象を持ちました。

(山崎会長)

自賠法で120万円を取り損ねるといったケースは誰が取ってしまうのですか。被害者本人ですか。

(国保年金課：酒井副課長)

被害者の自己負担分については国保のほうでは求償出来ないんで被害者の自己負担額が多ければその可能性もあるのかなと考えます。

(山崎会長)

都築先生の今の御意見はどのような趣旨ですか。

(都築委員)

120万円がどういった原因で枠までいってしまったかというのがよく分からなかったのです。先ほど120万円に達してしまうことが年3件あるという話だったのですが、それがどのような原因でそうなってしまって国保年金課からすると自分たちがそこから回収できなかったというお話なのですよね。先行して回収しているのが自賠法の趣旨に乗っ取った形でと言いますか被害者救済という趣旨に資する形でもし先に利用されているとすれば自賠法からすると本来の趣旨に乗っ取った形で120万円を使っているわけですので、早く国保年金課で回収しなければいけないという公益上のその他特別の理由ということを裏付けることになるのかなと思います。

(山崎会長)

本来120万円しかない場合で請求が重複した場合に公平にできるシステムになっていればいいと思うのですが、それが公平にできるシステムにはなっていないということなのですね。

(国保年金課：酒井副課長)

実際の求償の届出が出てから保険会社等と話をして過失割合分は国民健康保険に戻ってくるのですがその辺の交渉は市の国保年金課ではなく国保連合会でやっているの細かい報告はないですが、調整した結果岡崎市にはこれだけ返ってきますという通知はきます。

(山崎会長)

国のほうから求償事務については円滑にスムーズにやりなさいという指導をされている。それについては国保年金課としても国の指示にしたがって消防署との連携をしてなるべく早く求償権の行使が出来るような体制を整えたいということなのだろうと思うのですがそのような理解で良いですか。

(国保年金課：酒井副課長)

そのとおりです。

(山崎会長)

都築先生の御意見だとこれだけでは足りないということになるのでしょうか。

(都築委員)

岡崎市の実情として情報提供が必要かというのは国から言われているからやるという今の御説明だけでは、6号の要件を満たしているとは言えないのではないかと思います。もう少し私が先ほど質問させていただいた内容について考えていく必要があるのではないかと思います。

(川畑委員)

第3者求償のところの加点の話をして、本来であれば2つ以上だけれども1つであるということだったのですが、現時点で、他の連携等について見通しが立っているものについて教えてください。

(国保年金課：酒井副課長)

今のところ中消防署のみです。他市の事例を見ると保健所の食中毒にあわれたかたの情報と連携しているところもあるので今後情報提供をいただけないかなと考えています。

(川畑委員)

具体的に連携構築のために何か動かれていますか。

(国保年金課：酒井副課長)

保健所については具体的な話はしていませんが、今回の個人情報の提供が良いとなれば今後動いていきたいです。

(川畑委員)

先ほどから都築先生もずっと問題にされていて、山崎会長も冒頭で言われた今回の審査会の事案になるのかどうかということに関わることだと思うのですが、やはり聞いていると公益上の必要その他特別の理由というのが、行政の立場からすると財政の健全化というのは一般市民に対する利益に資することであろうと思う。行政の立場からするとそうだと思うのですが、事柄は個人情報という非常に機微な情報なわけでやむにやまれない事情というか理由というのがこうしなければ今までの実務そのものも立ちいかないのだということが中々つかみにくいことがあります。財政を健全化します、今までの流れはこうですということを聞いていると何とかやっていますと聞こえなくもなく。そうすると我々の立場からすると先ほど都築先生も言及されていましたが自賠法の被害者救済との兼ね合いも考慮しなければいけないのかなと思います。やはり積極的な資料やデータをいただきたいと思います。今のままだと公益上のその他特別の理由にあたるかどうかの判断がしにくいです。差し迫ったものだと感じることはできないものですから、少しその辺のものが分かるものがあれば追加的なり今後教えていただきたいと思います。

(櫻井委員)

少し現行と変更後の流れの確認をしたいのですが、1番のポイントは期間が短縮されることですか。回答は結局被保険者から届け出てもらわないといけないと動けないと思うので。

(国保年金課：酒井副課長)

1番は期間が短縮できるということとレセプト情報では漏れがある可能性があるのです。救急搬送情報を提供してもらうことでより埋もれていた第三者の案件も掘り起こすことも可能かなと思います。

(櫻井委員)

レセプトだと漏れてしまうというのはどのようなケースがあるのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

すぐに病院に行けば交通事故だということになるのですが、日が経ってからちょっと足が痛い程度で病院に行ったとき等は交通事故だということの確認漏れがあることが想定されます。そういった場合だとレセプトに載ってこないです。

(櫻井委員)

交通事故かどうか分からないレセプトも出てきてしまうということですね。

(国保年金課：酒井副課長)

そうです。

(山崎会長)

これは意見を求められているので、可とするか非とするかどうかでしょうか。資料の準備はできそうですか。

(事務局)

担当課に確認すると先ほど言われた件数や金額は課のほうに戻って少し時間をいただければ出せるそうです。今日はもう一件議題があるので、その間に先ほど言われた資料を用意してその後もう一度説明させていただきたいです。

(山崎会長)

承知しました。それでは一度中断させていただき、議題の2に行きたいと思います。

(山崎会長)

次に家庭児童課から「家庭児童相談業務及びDV・女性相談業務」に係る個人情報の目的外提供について説明をお願いします。

(事務局)

「家庭児童相談業務及びDV・女性相談業務」に係る個人情報の目的外提供については令和元年7月1日の第1回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会で一度議論いただいた案件です。病院から臓器摘出を受ける本人の虐待情報の情報提供依頼があった場合については公益上必要であるため提供しても問題ないのではないかという意見をいただきました。その際課題として、この業務で情報提供する根拠は何か、きょうだいの虐待情報や両親のDV相談歴についてまで提供する必要があるのであればもう一度整理した方がよいのではないかという意見をいただきました。また、どこまでの情報をどのような手順で提供するのかマニュアル等を作成し、もう一度審査会で説明してほしいという御意見もいただきました。今回は前回伺った意見を踏まえて、担当課がマニュアルを作成し、その中で前回課題となっていた点についても説明をさせていただきたいと思います。前回6月10日付けで個人情報目的外利用・提供報告書を家庭児童課から提出させていただきました。審査会后マニュアル等を作成する際に再検討して、前回から変更になった点があります。前回は家庭児童課の家庭児童相談業務とDV・女性相談業務だけでしたが、保護者の覚せい剤や麻薬等の違法薬物の使用の情報を持っている健康増進課と調整し、精神保健福祉法関係業務も追加させていただきました。よろしくをお願いします。

(山崎会長)

それでは、家庭児童課から説明をお願いします。

(家庭児童課：足立副課長)

事務局から話があったとおり、家庭児童課で岡崎市臓器提供に係る児童虐待等の個人情報の提供対応マニュアルと岡崎市臓器提供に係る児童虐待等の個人情報提供に関する指針というものの案を作成させていただきました。それを基に岡崎市個人情報保護条例第8条第2項第6号に基づく個人情報の提供について御意見をいただきたいと思います。まずは岡崎市臓器提供に係る児童虐待等の個人情報の提供対応マニュアルを見ていただきたいと思います。1章から3章までの

構成になっております。1頁目からが第1章の臓器の移植に関する法律と児童虐待です。1で臓器移植に関する法律について触れています。15歳未満の臓器提供がどのように行われるようになったかということが記載されています。2の児童からの臓器提供と虐待では15歳未満からの臓器移植ができるようになった時にどのようなことが心配されるかということが書かれています。改正臓器移植法の附則第5項において「政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているということが書かれています。配布した資料3がその法律になります。2頁目は3「臓器移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）と虐待となっています。ガイドラインは資料4につけております。こちらのガイドラインは臓器提供する際の留意点等が書かれているものになります。3頁目は4児童相談所等と臓器提供施設との連携についての内容が書かれています。当初は医師が判断するということが照会することまでは想定されていないとなっている反面、連携を深めてできるように言われているということが書かれています。4頁目は5脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアルVer.4について書かれています。このマニュアルは病院がどのように照会しているかのチェックリストが記載されており、岡崎市もこのマニュアルを基に市で何を回答するかを決めさせていただきました。こちらは資料7につけていますが、この資料の11頁の表の(7)に児童相談所、保健所、保健センター、市区町村への照会と書かれておりここに市区町村も入っています。その表の右に①から④まで書いてあります。岡崎市のマニュアルにもこの内容を記載しています。12頁の表の(14)の同じように児童相談所、保健所、保健センター、市区町村への照会ということでこちらはDVがあるかどうかの照会です。資料7の9頁を見るとチェックリストの活用というところがあります。そこの下から3つめにチェックリスト3) (7)～(13)に該当する項目があった場合にはすぐに当該児童が被虐待児である可能性があるため、その児童を臓器提供者から除外するということになっています。つまりこの項目が1つでもあれば除外するに仕訳けられることになります。一番下のチェックリスト4) (14)～(19)に該当する項目がある場合はYESが両方向に向いています。右のYESは総合的判断で当該児童は被虐待児でないと確実に判断できる場合は、その児童から臓器提供をすることができるとされています。

それでは岡崎市のマニュアルに戻っていただいて6頁目からは第2章岡崎市の個人情報保護と臓器提供に係る児童虐待等の個人情報提供となっています。岡崎市の個人情報保護条例と提供する個人情報でどのように整理しているかということが書いてあります。情報収集した目的外利用のためには、第8条第2項の各号いずれかに該当しなければならないところ、こちらの情報提供は第6号に該当することになります。第6号の場合はこちらの審査会で意見をいただくこととなります。今回は御意見をいただきますが、内容に変更があった場合は再度審査会で御意見をいただく予定ということが書いてあります。7頁の3臓器提供施設に対する虐待情報提供に対する岡崎市の方針では岡崎市として臓器提供施設から照会に対し、次の方針で対応することとしていますということが定めてあります。1虐待を受けた児童から臓器が提供されるべきではないこ

と及び国からも臓器提供施設に対し協力を求められているため、臓器提供施設からの虐待等情報の照会については、個人情報を提供することとする、2 個人情報の目的外利用になるため、国からの留意事項に基づき、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会へ情報提供の可否及び情報提供内容について意見聴取を受け、提供できる体制を整える、3 提供する個人情報については、適切な対象者に必要最低限の情報提供となるような方策をとる、としています。8 頁は臓器提供施設に提供する虐待等情報内容と提供ルールについて書かれています。①照会先から当該児童について子ども虐待・ネグレクトに関連する何らかの情報が得られた、②照会先から当該児童のきょうだいに関する子ども虐待・ネグレクトに関連する何らかの情報が得られた、については家庭児童課の児童相談係で虐待対応履歴として保有しているため、有無について答えることとします。資料 2 を見ていただきたいのですが、岡崎市臓器提供に係る児童虐待等の個人情報提供に関する指針（案）を作成させていただきました。様式第 1 号で対象児童の情報を記入してもらい欄と提供を希望する個人情報の番号に○をつけてくださいと書いてもらうような欄を作成させていただきました。様式第 2 号ではそれに対する回答様式を作成させていただきました。1 では対象児童の個人情報があるかないかを有無で答えて有の場合には 2 で対象児童に関する児童虐待としての対応履歴の有無について答えます。これが有の場合これ以上は回答しません。先ほど説明したチェックリストで 1 つでも該当すると臓器提供の対象者から外れるとされているためです。

それではマニュアルの 8 頁に戻ってください。③当該児童のきょうだいの中に、死因が明らかでない死亡者や SIDS（疑）がいるという情報が得られた、というものののですが、市町村のほうでは件数のみの把握となるため、こちらは聞かれても答えることができない情報となります。④保護者が覚醒剤や麻薬などの違法薬物を使用しているという情報が得られた、こちらについては前回の審査会の際には入っていなかった項目になります。保健所の健康増進課の違法薬物の依存を起因として精神保健福祉手帳又は自立支援医療費受給者証を保持した履歴というのを見るとこちらの情報が得られたということになるのではないかとということで、岡崎市として照会を受けた場合に、これは保健所しか分からないのでという案内をするのも市の体制として良くないのではないかと考えたので、照会が来た場合は家庭児童課が受け付けて保健所の健康増進課から回答を得て答えようと思います。4）(14)のチェック項目①照会先から当該児童の家庭について配偶者暴力（DV）があるという情報が得られた、というのは家庭児童課の家庭・女性相談係が相談履歴を保有しているので、そこから回答しようと思います。マニュアルの 9 頁 5 臓器提供施設に情報提供をする条件としてはここに記載の内容で考えています。10 頁からは第 3 章児童虐待等の個人情報提供の実務といたしまして、先ほどから見ていただいている岡崎市臓器提供に係る児童虐待等の個人情報提供に関する指針（案）を使って、このような対応をしていくということが書かれています。臓器提供施設から緊急である旨の要請があった場合ですが、緊急であってもこちらの様式は F A X 等で送っていただくことを想定しています。12 頁 4 個人情報を提供する際に留意することとして気を付けなければならないことが書かれています。以上のようなマニュアル及び指針を定めて臓器提供をすることになった医療機関へ情報を提供していきたいと考えています。また、指針の様式第 1 号の依頼書で第 6 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に該当していること

を確認しています。15歳未満からの臓器提供移植を行う体制を整えた施設ですということ、書面上で宣言していただいた上で依頼書を送っていただく体制にしたいと考えています。御意見よろしくをお願いします。

(山崎会長)

御質問等あればお願いします。

(山崎会長)

前回7月の審査会后何か問合せはありましたか。

(家庭児童課：足立副課長)

ないです。

(都築委員)

提供する個人情報なのですが、いくつか挙げていただいて1番最初に挙がっているのが当該児童に関する虐待対応の有無とありますが、虐待対応の有無とはどのようなものになるのですか。虐待という評価と対応という動きをしたということになると思うのですがただ相談を受けただけなのか、通告を受けただけなのか、調査までしたのか、児童相談所にも連絡したのか等虐待対応の有無がどのような範囲なのか教えてください。特に今回の様式を拝見すると有無しかないので、そのカテゴリーによって回答が振り分けられてしまうと思うのでその点もう少し詳しく教えてください。

(家庭児童課：足立副課長)

有で回答するのは、通告を受けて調査をしてこちら側が何らかに対応したものです。調査して実際虐待ではなかったものについては、無で回答します。何らか保護者指導をした、保護者指導の後児童相談所にも連絡したという案件も出てくるかと思いますが、相談だけではなく最終的に何らか対応をしたものについてを虐待相談として考えています。

(都築委員)

市町村として最終的に虐待か虐待ではないかグレーな場合は無いのですか。そういう場合はどのように回答する予定ですか。

(家庭児童課：岩瀬係長)

黒のもののみしか有として回答できないのかなと考えています。市区町村や児童相談所は警察のように保護者を逮捕することや罰する立場には無いので、最終的にその行為が認められてそれが児童虐待防止法の中の虐待に該当した場合にそれに基づいた指導をするので、事実がはっきりしない状況ですと難しいです。

(都築委員)

先ほどのマニュアルだと虐待、ネグレクトに関連する何らかの情報という書きぶりになっていて、その辺り幅が広いように見えます。虐待認定までしてある程度対応したというところに絞るというイメージですか。

(家庭児童課：足立副課長)

私どもは疑いがあれば通告してくださいという立場なので、疑いを含めた通告を全て受けています。具体例を挙げると鳴き声通告というものがあります。その行為を目の当たりにしているわけではなくてお隣さんから子どもが泣き止んでなくて心配だから通告したということもあります。それに対して調査に行って、周りの関係機関からの情報を集めたり、本人に聴取したりしていくのですが、その中で全く児童虐待ではなくただの夜泣きでしたということもかなりの数ありますのでそれを虐待の疑いということで除外マニュアルに従って除外するべきかと考えるとそうではないと思います。

(都築委員)

虐待対応履歴として保管されているもので今回、回答で有と答えるのは、対応履歴の中で具体的にどのような情報があつた場合ですか。

(家庭児童課：足立副課長)

通告内容が叩かれましたということであれば、児童虐待に該当しますので相談種別を児童虐待として保護者指導をしていくということが児童虐待の対応ということになります。

(都築委員)

通告があつたが、はっきりしない場合は無いという扱いになるということですか。

(家庭児童課：足立副課長)

そうです。

(都築委員)

こういった履歴はどれくらい保管されるものですか。

(家庭児童課：足立副課長)

廃棄していないので、全履歴が残っています。

(山崎会長)

市が回答しないとするとその後どういったことになるのですか。

(家庭児童課：足立副課長)

市に聞いたが答えてくれなかったということで医療機関はマニュアルに従って、医師自身が確認したり警察等に照会したりして、判定するのだと思う

(山崎会長)

そうすると医療機関で独自に判断することが多くなってくるということですか。

(家庭児童課：足立副課長)

そうです。整理して提供するようにという国からの指針は出ているものの全市区町村でできるような整備が整っている訳ではありません。岡崎市はそのような状況になった時に、情報を提供できるようにしておきたいということで今回あげさせていただいております。市が回答しない場合は総合的にその医療機関が判断して臓器提供するかしないか判断することになると思います。

(櫻井委員)

資料2の様式2にある提供不要とはどのような意味ですか。

(家庭児童課：足立副課長)

提供不要は医療機関が様式1で(1)のみの情報が欲しいと言ってきた場合、市としてはその内容のみ回答後は提供不要でお返しするという意味です。必要最低限の情報のみ回答することにこだわったので、このような様式にしてあります。

(山崎会長)

臓器移植というのは一方が亡くなっている状況の中で、一方が命を得るということで。虐待を受けている被害者の身体が臓器移植という形で証拠隠滅されてしまう、それはいけないということでバランスが非常に難しいところだと思うのですが。前回の審査会で議論してしっかりとしたマニュアルを用意してもらった方が良いのではないかとということを受けて今回このようなマニュアルを作っていた訳ですが、皆さんいかがでしょうか。

(都築委員)

まずここで検討する対象がマニュアル等を全部含めた内容というよりは、情報提供の内容が変わったのですよね。そこの辺りの妥当性の判断ということによろしいでしょうか。

(山崎会長)

そういうことになると思います。前回覚せい剤は警察に聞くべきではないかという話もあったと思うが、その辺の項目が増えた理由というのを説明してください。

(家庭児童課：足立副課長)

前回の審査会を受けてマニュアルを作成しようと色々検討していく中で、保健所がこのような情報を持っているのではないかという話になって、保健所に問合せをしたらここに記載の手帳等の情報は保有しているということで、それは市として情報を得ていることになるので追加しました。医療機関は岡崎市に対して照会をしてきているのに同じ市町村の中でこの情報は家庭児童課、この情報は保健所に聞いてくださいとするのはおかしいと思ったので。

(山崎会長)

犯罪歴があるとかそのようなことではなくて、このような手帳を交付されているかどうかしか回答しないということですか。

(家庭児童課：足立副課長)

はい。家庭児童課が答える際には保護者に関する違法薬物原因の精神保健福祉手帳等の保持履歴について有無を答えます。資料7の11頁(7)の表の④保護者が覚醒剤や麻薬などの違法薬物を使用しているという情報が得られたという内容は児童相談所、保健上、保健センター、市区町村への照会項目に入っているのですが、岡崎市で言うと保健所健康増進課のここに記載の手帳を持っている人の情報がそれに該当するのではないかと考えています。医療機関が欲しい項目に○を打ってもらって、それに対して市が回答します。全部に○が打って有れば、1のみ回答して他は答えません。

(都築委員)

医療機関としては児童虐待としての疑いがあるかどうかの調査をして情報収集するのですよね。対応履歴は無いとされた場合で、実は虐待に関連するような情報であって医療機関側で他の機関にも追加照会をかけて、その結果虐待の疑いがあるのではないかと考えたケースが無いのかというのがずっと気になっていて。

(家庭児童課：足立副課長)

実際児童虐待を取り扱っている機関は各市町村にはもちろんありますし、県の児童相談所もあつてある意味情報連携はしているものの、市だけで指導して終わったケースだと市しか知らなかったり、逆のケースで県しか知らなかったりすることはありますので、医療機関が照会する範囲というのはどこまでやれば良いというのは無いと思います。岡崎市の場合だと住民票が岡崎市に無くても、通告があつて調査してみたら虐待だった場合は対応するものですから、実際それはどこに照会をかけたら分かるのだというような形にはなると思うのですが、岡崎市が無で回答したとしても本当に真っ白かというところではない場合もあるでしょうし、児童相談所に照会をかけてみたらそちらは黒だったので除外ということもケース的にはあり得ると思います。薬物に対しても手帳を持っていなくても、警察に逮捕されている人はいるでしょうし、そのようなことがあるので医療機関が自分たちの判断だけでやってもいいのをわざわざ照会かけるというのも少しでもグレーの人を除外するために色々なところに照会をかけると思うのですが、照会があつたところにそのような情報があれば提供して少なくともその人は除外されることになると思います。

(都築委員)

受け止める医療機関というのは先ほど御説明いただいたような、通告があつて相談を受けたのだけれど、虐待には至らなかったケースが無しになる等が回答を受けたい医療機関側で判断できるのかなと思いました。有無しかないので、提供を受けた情報をどう解釈して、評価ができるかということがもう少し医療機関がイメージできるような形になるといいのかなと思います。回答がシンプルな故に医療機関側の解釈がどのようになされるのかが大切になってくると思うので。

(家庭児童課：足立副課長)

医療機関側もマニュアルを整備しなければならないと言われているので、児童虐待のマニュアル等を整備していると思います。無なら真っ白なのかどうかということが医療機関に伝わりにくいということだと思つていますが、こちらは難しいのかなと思います。

(都築委員)

今後の連携の在り方の中で、医療機関側の受け止め方についてもイメージできるようになるというかなと思います。

(山崎会長)

まだ細かいところを詰めなければならないことはあるかも知れないが臓器提供自体はいけないことではないし、適正な臓器移植を行うために協力できることは協力していくという流れですかね。

(家庭児童課：足立副課長)

これで始めさせていただいて、改良するべき点があれば改良していき、また審査会で御意見をいただきながら成熟させていくのかなと思います。

(川畑委員)

感想みたいなもので申し訳ないのですが、今日話を伺つていて色々難しいことだと思つていますが、当該児童の情報提供にすごく謙抑的にこのような資料を作成されているのかなと思つて、従つて提供書もあつさりしていると言えればあつさりしている。向こうの解釈がどうなるか分からない

が、これがこちらが出せる精一杯だというのが伝わりました。情報提供を依頼する医療機関側もこれからの体制構築の段階にあるのだとすると、行政の一機関でできることの限界を医療機関側も自覚して、出せる情報を複数集めて医学的な判断をしていくという流れになるというのを想定されながら作られていると感じたので、今できる精一杯をやっているのだなという印象を持ちました。前回問題となっていたきょうだいや両親の情報まで答える必要があるのかという点についてはどうですか。

(家庭児童課：足立副課長)

きょうだいを答える等の照会項目については小児科学会が作ったマニュアルでこれであれば外すという項目にしているのをそれを答えようということにしました。

(山崎会長)

きょうだいに虐待があったということは亡くなったその児童にも虐待があった可能性が高いということでそれはもう除外してしまうということですか。

(家庭児童課：足立副課長)

そうです。

(櫻井委員)

形式面の話なのですが、資料7を見ると虐待・ネグレクトとなっているので、含まれているということかやっていると思うのですが、分かりやすくネグレクトという記載も入れた方がいいのではないですか。

(家庭児童課：足立副課長)

おっしゃるとおり虐待種別の一つということで考えています。

(都築委員)

精神保健福祉手帳や自立支援医療費受給者証について違法薬物への依存を原因としたとなっていて、原因で絞っていると思うのですが、こういった理由で保持しているというのは保健所で分かるものなのですか。

(家庭児童課：足立副課長)

把握していてこういった理由であれば答えることができると聞いております。

(都築委員)

条例上、要配慮情報というくくりがあつてそこに病状等が入っていると思うのですが、その点は大丈夫ですか。

(事務局)

問題はありません。

(山崎会長)

これについては今回の説明を受けて情報提供は「可」とするというところでよろしいでしょうか。

(各委員)

同意。

—再開—

(山崎会長)

それでは調べてきていただいた件数等を報告してください。

(国保年金課：酒井副課長)

お手元の資料の13第三者行為による保険給付ということで請求対象者数というのが連合会のほうに委託して過失割合等計算してもらった元となる数です。最終的に回収できた金額というのが収納額という欄です。一般と退職とありますが、これは被保険者の種類で元々会社に勤めていた人と最初から国保の人で分けてあるだけなので、この合計金額だと思っていただければ結構です。30年度は一般だけなので87人に対して手続きを依頼して最終的に41,267,846円回収が出来たということになります。

(山崎会長)

先ほどの都築委員の質問はこれでいいということにはならないですか。

(都築委員)

そもその仕組みを教えてくださいなのですが、連合会がレセプトを確認してそれが2カ月後に届く。その中で疑いのあるものを岡崎市が確認する流れですか。

(国保年金課：酒井副課長)

○交レセと言って交通事故ではないですがというレセプトが来たらそこから本人に手紙を送って事故の状況を聞きとってそれがまちがいがなく交通事故ということが分かったら、第三者行為の被害届を出してもらいます。そこには相手方の情報等も書いてもらいます。その資料を基に国保連合会に第三者に損害賠償請求をしてくださいというお願いをしています。その後国保連合会の第三者行為の担当が交渉をして最終的に国保年金課に返すべき金額を返してもらうという形です。

(都築委員)

回収行為や督促等は連合会が取りまとめて行っているのですか。委託解除されて岡崎市に戻ってくる事案というのは無いですか。

(国保年金課：酒井副課長)

中にはあります。

(都築委員)

それはこの件数に入っていないですか。

(国保年金課：酒井副課長)

87人の中には入っています。最終的にどれだけの件数が取れたかというのはこの表にはないので申し訳ないのですが、そういったデータは出せるのかなと思います。

(都築委員)

届出は○交レセというのを見て岡崎市が判断して通知を送っている件数と、被害者に当たる人が自ら届出した件数とその辺の件数のバランスはどのような感じですか。

(国保年金課：酒井副課長)

その辺のデータも今は時間が無くて出せないのですが時間をいただければ件数は出せるのかなと思います。

(都築委員)

先ほどの話だと御自身でほとんどのケースで届出をされれば、あえて救急搬送データを貰わなくても規則が本来予定されている形で運営できるので、今回言われた必要性が高まるのかなと思うのですが。なのでそのデータが無いのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

今の時間だと本人から出てきたのか、○交で「おたずね」を出した後に返ってきたものなのかというデータの仕分けが出来なかったです。

(山崎会長)

事務を効率的に行うというのは価値があるものだと思う。都築委員は早ければ良いというわけではないという意見ですか。

(都築委員)

個人情報の観点からも一般的に75歳未満の人については包括的に情報提供を受けるのですよね。そこと自賠法の被害者救済の趣旨と先ほどの120万円の枠を早く使われてしまう前にお知らせを送りたいという趣旨もあると思うのでそういう意味での必要性を検討する必要があるのではないかと思います。今の話だとレセプトだと追うのに漏れがあるというお話でしたが、○交で調査している数が相当少なく届出がなされているのであれば情報提供を受ける必要性もおそらくそれほど高いものではないのかなと。そうすると公益上のその他特別の理由の必要性の程度自体下がってくるのかなとも思います。2か月早まるとしても結局回収行為は連合会に委託されているということだったので2か月早まることで連合会への委託も早まるから回収も早くできるという説明だとどれだけ効果があるのかよく分からなかったです。

(櫻井委員)

現行フローと変更後フローでどの辺りが岡崎市の事務の効率化になると考えているのですか。期間は分かったのですが。こういうことをしなくて良くなったなどがあれば。

(国保年金課：酒井副課長)

効率化にあたるか分からないですが、○交レセが100パーセントのものではないということもありますので、そこに緊急搬送のデータを加えることで埋もれてしまっていたデータも把握できるのかなと思います。

(櫻井委員)

漏れをなくする可能性があるということで市の事務が効率化されることはないのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

はい。そこが変わることはないです。

(都築委員)

いただいた資料の平成31年度保険者努力支援制度（市町村分）についてに載っている11頁の取組状況で他でやっていることはあるのですか。

(国保年金課：酒井副課長)

①、②、⑤、⑥、⑦については出来ています。

(都築委員)

③に数値目標を達成しているかとあるが、数値目標を立てているのですか。この項目自体よく分からないのですが。

(国保年金課：酒井副課長)

申し訳ございませんが、即答できません。

(山崎会長)

早い者勝ちという話で国保年金課と対立するのはどこになるのですか。一方の請求に対する支払い時に他方とありますが、一方と他方とはどこどこですか。

(国保年金課：酒井副課長)

被害者と加害者という意味だと思います。

(山崎会長)

国保で払われるのは治療費ですよ。治療が一番大事だから、それが最優先で払っていただかなければいけないという考え方もできるとは思いますが。何らかの情報を貰ってから判断したいというのが都築先生の御意見ですよ。

(都築委員)

私自身が十分結論のようなものを述べるには、自分の中で整理できていない。ここにも被害者請求、直接請求からの求償請求が競合すると書いてありますし、16条請求をしていた場合、仮渡しなどが国保とどのような競合関係にあるのかが、それが自賠法の趣旨からするとどのような整理ができるのかというのがちょっと私はまだ整理が出来ていません。個人的には、皆さんが整理できていて御意見出せるというのであればいいですけど。私としてはまだ何とも言えません。

(山崎会長)

16条請求とはなんでしたか。

(都築委員)

自賠法上の直接請求です。直接請求との関係と先ほどの○交と規則上のああいいう届出をしてくださいという制度があるわけですよ。被害者側に届出をしてもらってそこから求償をかけるという仕組みがあると思うので、それを前提としながらさらに情報提供を受けたいという話だと思うので、ちょっとやはり6号の公益上の必要その他「特別の」理由があると今の説明だけで言えるのかというのはいさし慎重に個人的には検討したいなと思います。

(山崎会長)

都築委員の今の御意見だとどのような資料を提示すれば良いのですか。

(都築委員)

私としては先ほどおっしゃられた中で、○交では漏れがあるとか落ちてしまうという話が出ていたのですが、実際レセプトの○交ではそもそも現れない件数がどういうものか分からないので、出てこない数かも知れませんが、出てこない数を前提として必要性があるといってもよく分からない。レセプト上でどういうことか出てこないのかも具体的に分からないので、レセプトだけで把握できないというものがあるから必要性があるという話ですけど、なぜレセプトだけでは把握できないも

のがあるのかとか、それが実際の件数でどれくらいの件数が漏れてしまっているとお考えになっているのかもちょっとよく分からないです。レセプトから追えた件数よりも届出をやはり規則上ちゃんと周知もされていてきちんと出してもらっている件数が圧倒的多数といえるのかも先ほどお尋ねして、その辺りのバランスもよく分からないので。先ほど御説明いただいた公益上のその他特別の理由があるのかというのがまだ自分の中で理解できていない。

(国保年金課：酒井副課長)

レセプトは届くまでに2か月かかるのですけれど、レセプトで漏れる可能性としては先ほど少し申し上げたとおり救急搬送であれば、その現場で事故が起こっていますので間違いなく事故と判別できると思うのですけれど、あまり重傷でないケースであれば事故にあわれてからすぐに病院に行かず、後日病院に行くこともあると思います。そういったものがレセプトの〇交から漏れる可能性があるのかなと思います。ただ、医療機関のほうでだいたい初診時に「交通事故ですか」と聞いていただいていると思うので、よっぽど拾える可能性はあるのですが、後で他の箇所が痛くなったら等、そういったケースが〇交から漏れてくるのではないかと思います。その数字的根拠を示すのは少し難しいのですが、おたずねをした件数のうちどれくらい回収した件数があるかとか国保連合会に賠償請求を委託した件数、それがおたずねから把握したものかどうか等のデータは課に戻ればあったと思うので必要なデータがあるのであれば御提示することは可能かなと思います。

(川畑委員)

今のお話で緊急搬送した場合ははっきりとしているのだけれど、後遺症的にということですよ。事故の数日後や後から受診した場合に漏れる可能性があるのではないかと。もっともそれとて医者がその時に交通事故か確認してかなりの数拾えるとおっしゃったと思うのですが、そこがよく分からなかったのです。それでも漏れる可能性、中消防署からの情報提供など資料でいただいている第三者求償の取り組みの一環としてこうやってやるのだという説明がやはり戻ってしまうのですが回収率だとかお話伺っていると、30年度の87人に対してこれだけの額が収納されているということの説明いただいたのですが、それを聞くとなおのこと、一体何がそんなに緊急性を要するのかなど思ってしまいます。我々が考えていかなければいけないのは個人情報の取扱い上、公益上のその他特別の理由にあたるかどうかの判断なのでそれに基づいて審査というか自分の私見を構築してこうとすると大変申し上げにくいのですが離れていってしまう。差し当たり今やっている作業で非常にうまくやっておられるのではないかという感覚ももってしまうので。私自身も都築委員と同じで仕組みを聞けば聞くほど、もう少し考える時間も欲しいのですけれど、取り上げるべき事柄の「問題」としての性質がますます軽薄になっていく気がします。消防のほうから情報を受けなければいけないほどなのだろうかという印象を受けました。

(山崎会長)

国からの指導があるのは間違いない。ただ国からの指導があったとしても、正しくない指導には抵抗しなければいけない。抵抗しなければいけない事案なのかということなのかなというところだと思うのですが。いずれにしても今日この場で結論は出ないので今都築委員から指摘があった点について資料を補充しもう一度審査会の意見を聞くという形でよろしいでしょうか。

(川畑委員)

申し訳ないのですが、今のままだと自信を持って首を縦に触れないのでその形の方がありがたいです。

(各委員)

同意。

(事務局)

都築委員や川畑委員の御意見いただいているので、そこを国保年金課と整理し、遠くない日程で審査会を行いたいと思います。資料が整った時点で、事前に送付させていただいてその上で足りない資料があればまた教えていただくという形で進めていきたいと思います。

(山崎会長)

各委員の方から、御質問等はございませんか。

(山崎会長)

本日はここまでにしたいと思います。以上で令和元年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和2年1月6日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山崎 浩司